

令和6年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針について

本審議委員会は、教育委員会の諮問に基づき、令和6年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の方針を次のように定める。藤沢市立小学校・特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、次の観点に基づいて審議を行い、その内容を教育長に答申する。

1 基本的な考え方

- (1) 「令和6年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」に基づき審議する。
- (2) 令和6年度使用小学校用教科用図書の調査研究を学習指導要領に基づいて行わせるために、調査員を種目ごとに置き、調査資料を提出させる。
- (3) 「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」及び「令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき、調査研究した資料等を基に審議する。その内容を教育長に答申する。

2 審議委員会日程

(1) 令和6年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会日程

- ア 令和5年6月から7月にかけて令和6年度使用小学校用教科用図書並びに令和6年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の審議を3回行う。
- イ 第1回は、令和6年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針等について審議する。
- ウ 第2回は、令和6年度使用小学校用教科用図書について審議する。
- エ 第3回は、令和6年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書について審議する。

(2) 調査員作業日程

- ア 令和5年6月中に令和6年度使用小学校用教科用図書の調査研究のために、調査員をおき、作業を行わせる。
- イ 調査員作業では、調査研究方法の確認をし、令和6年度使用小学校用教科用図書見本等を基に調査研究を行わせ、調査資料を作成させる。

3 提出させる資料

- (1) 調査員による調査資料を審議委員会に提出させる。
- (2) 事務局に各小学校長からの令和6年度使用小学校用教科用図書調査書をまとめさせ、審議委員会に提出させる。
- (3) 事務局に該当校長からの特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書をまとめさせ、審議委員会に提出させる。

- (4) 事務局に各小学校移動展示時と藤沢市役所分庁舎2階会議室展示時の教育関係者、児童生徒保護者並びに市民の意見・感想をまとめさせ、審議委員会に提出させる。
- (5) 教科書目録、学習指導要領、令和6年度使用小学校用教科用図書見本、教科書編修趣意書、令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針（「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」及び「令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」を含む）、教科用図書調査研究の結果を資料として使用する。

4 調査作業の時限非公開

- (1) 静ひつな調査研究の環境確保のため、調査作業及びその調査員氏名については非公開として行わせる。
- (2) 審議の透明性を確保するため、調査員氏名については、調査作業後、審議委員会において公開する。